

平成28年12月30日

今回のテーマ

- 確定拠出年金法改正により主婦や公務員が加入対象に加わる一方で、「脱退一時金」の支給要件が変更となります。

脱退一時金支給要件変更のポイント

(1) いわゆる「50万要件」の縮小

- ① 第3号被保険者であることを事由に脱退一時金受給することができなくなります
- ② 非居住者（日本籍、外国籍を問わず）であることを事由に脱退一時金を受給することができなくなります
- ③ 第1号被保険者かつ国民年金保険料の納付免除等を受けている場合に限り脱退一時金を受給することが可能です。なお、受給要件中、資産額については50万円以下から25万円以下に引き下げられます。

(2) いわゆる「25万要件」の廃止

継続個人型年金運用指図者に関する脱退一時金要件が廃止されます。

※継続個人型年金運用指図者とは、企業型年金加入者資格喪失後に加入資格を取得せずに継続して個人型年金運用指図者である者をいいます。

(3) 経過措置

加入者資格喪失日が平成28年12月31日以前（注）で、かつ、平成29年1月1日以降に企業型または個人型の加入者資格を喪失したことがない方は、これまでの脱退一時金要件の適用を受けることができます。

（注）企業型年金の加入者資格を喪失した方は、「退職日が平成28年12月30日までの方」が経過措置対象者となります。
以上

	現行	変更後
個人型	次の全てに該当する方（いわゆる「50万要件」） ①個人型年金の加入者になる資格がないこと ②60歳未満であること ③企業型年金の加入者でないこと ④通算拠出期間が3年以下または個人別管理資産が50万円以下であること ⑤確定拠出年金の障害給付金の受給権者でないこと ⑥最後に確定拠出年金の加入者資格を喪失してから2年を経過していないこと ⑦企業型年金の脱退一時金を受給していないこと	次の全てに該当する方 ①国民年金保険料の免除・納付猶予等を受けていること ②通算拠出期間が3年以下または個人別管理資産が25万円以下であること ③確定拠出年金の障害給付金の受給権者でないこと ④最後に確定拠出年金の加入者資格を喪失してから2年を経過していないこと ⑤企業型年金の脱退一時金を受給していないこと
	次の全てに該当する方（いわゆる「25万要件」） ①継続個人型年金運用指図者となった日から2年以内であること ②通算拠出期間が3年以下または個人別管理資産が25万円以下であること ③確定拠出年金の障害給付金の受給権者でないこと ④企業型年金の脱退一時金を受給していないこと	廃止
企業型	次の全てに該当する方 ①企業型年金の加入者資格を喪失してから6か月を経過していないこと ②個人別管理資産額（事業主返還額がある場合は、控除後の金額）が1.5万円以下であること	変更なし

■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品をご紹介するためのものであり、金融商品取引法（昭和23年法第25条）に基づく開示資料ではありません。■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除（市場価格調整）を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本（払込保険料相当額）を下回ることがあります。